

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)

当社は、取締役会において上記体制につき、つぎのとおり決議いたしております。

当社は、株主、顧客、取引先をはじめとする社会全体からの信頼を得るため、会社法および会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定め、これを有効に機能させる。

1. 取締役および使用人(以下「取締役等」という)の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会を3か月に1回以上開催することに加え必要があるときは随時開催し、法令・定款に定める事項および経営上の重要事項を審議、決定するとともに取締役の業務執行を監督する。
- 2) コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。
- 3) コンプライアンスの推進については、社員行動規範である「コンプライアンス10箇条」を定め、法令、社内規程および企業倫理の遵守に対する取締役等の意識を高め、良識と責任のある行動をとるよう取り組む。
- 4) コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善をはかるため、内部通報窓口である「ヘルプライン」を設置する。
- 5) 社長直属の内部を監査する部門を設置し、各部門の業務執行状況等を監査し、その結果を経営戦略会議に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書等の保存・管理については、法令および社内規程に基づき適切にこれを行うとともに、電子情報セキュリティポリシーを定め管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 事業運営に関する様々なリスクに対して的確に対応するため、リスク管理規程を定める。
- 2) 経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり各部門が把握・評価し、取締役会および経営戦略会議において審議または報告を行う。
- 3) 災害による損失の軽減をはかるため、災害対策規程を定め、経営に与える影響を最小限にする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 経営戦略会議を原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項について多面的に審議する。
- 2) 業務執行にあたっては、中期経営計画および年度経営方針を策定する。

- 3) 社内規程に各部門および各部署の業務分掌、権限を定め、取締役等の職務執行の適正および効率性を確保する。
- 4) 決裁にあたっては、審査部門等による審査を行う。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の董事を兼任している取締役等は、当該会社の業務執行状況を把握し、当社との連携をはかり、経営課題の解決に努める。
- 2) 子会社からの経営状況等に関する月次報告および重要事項の報告を受ける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

- 1) 監査役から要請を受けた場合は職務を補助すべき使用人の設置を協議する。

7. 監査役への報告に関する体制

- 1) 各部門に係る事業の概況を監査役に報告するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等について監査役の閲覧に供する。
- 2) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 会計監査人および内部監査部門は、監査計画と実施結果を監査役に報告する。
- 2) 社長は、監査役と代表取締役が経営全般に関して意見交換する機会を設ける。

制定日 : 2024年5月23日